

## 第4次観光基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、長門市（以下「本市」という。）が第4次観光基本計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な企画提案をした者を受託候補者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務概要

- (1) 業務名 第4次観光基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約上限額 金5,500千円（うち消費税額及び地方消費税額計を含む）

各年度の上限額は下表のとおり設定

年度	令和7年度	令和8年度
金額	1,650千円	3,850千円

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

#### (5) 支払条件

2回に分割とし、各年度末の業務完了後に支払う。

### 3 契約締結までのスケジュール

内容	日程
プロポーザル実施の公示	令和7年8月12日（火）
質問書受付期限	令和7年8月19日（火）午後5時必着
質問書への回答	令和7年8月21日（木）
参加申込書受付期限	令和7年9月1日（月）午後5時必着
参加資格審査の結果通知	令和7年9月5日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年9月16日（火）午後5時必着
ヒアリング審査	令和7年9月22日（月）予定
受託候補者決定	令和7年9月下旬予定
受託候補者公表、結果通知	令和7年9月下旬予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに協議を開始予定

#### 4 提案書の提出者の資格

本プロポーザルに提案できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生または再生の手続きの申し立てがされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出の日から契約締結の日までの間において、長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名停止がある場合も提案資格がないものとする。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

#### 5 参加意向申出に関する書類の提出

参加意向申出に関する書類は、次のとおりとします。

- (1) 参加意向申出に関する書類
  - ア プロポーザル参加意向申出書（別記様式第 1 号）
  - イ 会社概要説明書（別記様式第 2 号）
  - ウ 履行実績確認書（別記様式第 3 号）
  - エ 参加資格要件確認誓約書（別記様式第 4 号）
  - オ 登記簿謄本・履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
  - カ 納税証明書（国税、都道府県税及び長門市税の未納がないことを証明する書類）  
※長門市以外に事業所がある者は長門市税の納税証明書は不要です。
  - キ 法人においては、直近 1 年度分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）
  - ク 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 5 号）、役員名簿（登記簿謄本に記載されている監査役を除く全ての役員を記載すること。）及び照会承諾書（別記様式第 5 号・別表）
- (2) 提出期限  
令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時（必着）
- (3) 提出先  
下記「1 2 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ

(4) 提出方法

電子メール又は郵送で提出してください。郵送の場合は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。

(5) 提出部数

1部

(6) 提案資格の確認及び確認結果の通知

上記「4 提案書の提出者の資格要件」の確認を行い、確認結果を令和7年8月27日（水）までに電子メールで通知します。

(7) その他

ア 受付期間内に参加意向申出書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できません。

イ 提出された参加意向申出書類等は返却しません。

ウ 参加意向申出書類等の記載事項に変更が生じた場合は直ちにその旨を書面で連絡してください。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和7年9月16日（火）午後5時までに書面による辞退届（任意様式）を提出してください。

6 提案資格の取り消し

参加意向申出書類等の提出後から受託候補者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、提案資格を取り消します。

(1) 参加意向申出書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受ける等、社会的な不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合。

(3) 参加者が提案資格要件を満たさなくなった場合。

(4) その他、本要領に違反すると認められる場合。

7 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

質問書（別記様式第6号）

(2) 提出期限

令和7年8月19日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。

(4) 提出先

下記「1.2 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ

(5) 回答方法

令和7年8月21日（木）に、提出された全ての質問及び回答をまとめて長門市ホームページに掲載します。なお、質問のあった事業者名は公表しません。

## 8 提案書等の提出

次に掲げる書類を提出してください。なお、原則1事業者1案の提案とします。

### (1) 提出書類

- ア 提案書（別記様式第7号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 実施スケジュール（任意様式）
- エ 実施体制調書（別記様式第8号）
- オ 参考見積書（任意様式）

### (2) 提出期限

令和7年9月16日（火）午後5時（必着）

### (3) 提出先

下記「12 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ

### (4) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限ります。）、宅急便（手渡ししたことが証明されたものに限ります。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日及び時間外は受付不可。）してください。

### (5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

### (6) 提案書等作成上の留意点

#### ア 企画提案書

- (ア) A4版（一部A3版資料折込使用可）、横書きで作成してください。
- (イ) 表紙を付け「令和7年度第4次観光基本計画策定業務」と記載してください。
- (ウ) 市から補正等を求める場合を除き、提出期限後の提案書等書類の差替えは認められません。

#### イ 参考見積書

- (ア) 参考見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜き）、消費税額（消費税額及び地方消費税額計を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記してください。
- (イ) 参考見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してください。
- (ウ) 見積もりの上限額は上記2の（4）とし、上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とします。
- (エ) 宛先を「長門市長」、業務名を「第4次観光基本計画策定業務」とし、事業者の所在地、商号または名称、及び代表者職氏名を記載してください。なお、代表者印の押印は不要とします。

## 9 受託者の特定

市が設置する第4次観光基本計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書等の書類、ヒアリングの内容の審査及

び評価を行い、最も適した提案を行ったものを受託候補者として選定し、その報告を受けた市長が受託者を特定します。

(1) ヒアリング審査

企画提案者からプレゼンテーションによる提案内容の説明を受けた後、ヒアリングを実施します。

なお、ヒアリング審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せは一切受け付けません。

① 実施予定日

令和7年9月22日（月）

※該当者には実施時間を別途メールにて通知します。

② 実施場所

長門市役所本庁舎内会議室

※長門市役所での対面によるヒアリングのみとします。

③ 出席者

総括責任者を含め最大3名とし、業務を受託した場合、主として本業務に従事する者（管理責任者）が説明を行ってください。

④ 時間配分

1者あたり40分程度（説明20分、質疑応答20分程度）とし、順次個別に行います。

⑤ 内容

企画提案書に基づく提案内容を説明してください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことはできません。

⑥ 使用備品

本市が65インチ液晶モニター（HDMI接続）を準備します。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む。）は、提案者において準備してください。

(2) 特定及び非特定の結果通知

提案者に、受託者として特定した又は特定しなかった旨を、令和7年9月下旬に書面にて通知します。

10 契約に関する基本事項

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託者として特定した者

（以下「特定者」という。）と当該業務の仕様等について協議を行った上で、見積書の提出を求め、随意契約により契約を締結します。

(2) 特定者との協議が整わないときは、次順位の提案者を受託者として特定し、順次契約に関する協議を行います。

(3) 契約金額については、特定者から新たに見積書を徴取し、市が設定する予定価格の範囲内と確認したうえで決定します。

(4) 契約金額の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとします。

## 11 留意事項

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (2) 本プロポーザルの企画提案及びヒアリングに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は、返却しません。
- (4) 提出された書類等は、必要に応じ複写（市役所内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (5) 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。
- (6) 提案された企画提案書は、長門市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第10条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別記様式第9号により提出してください。  
開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。
- (7) 審査結果に係る問い合わせ不服申し立ては一切受け付けません。
- (8) 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはなりません。
- (9) 契約期間中の業務は、原則としてプロポーザル提案を作成したスタッフと同一のスタッフが担当してください。
- (10) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部課が定めます。

## 12 担当部課（問合せ先・提出先）

長門市観光スポーツ文化部観光政策課観光振興班  
〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2  
TEL (0837) 23-1251 FAX (0837) 22-6487  
E-mail : kanko.s@city.nagato.lg.jp